

犬山市議会第59号議案

犬山城入場登閣料等徴収条例の一部改正について

犬山城入場登閣料等徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説 明)

この案を提出するのは、犬山城の入場登閣料の改定等のため必要があるからである。

犬山城入場登閣料等徴収条例の一部を改正する条例

犬山城入場登閣料等徴収条例（昭和45年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「入場登閣料等」を「入場登閣料及び城郭内使用料（以下「入場登閣料等」という。）」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「次に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「場合」を「者」に改め、同条第1号中「利用して営業する場合」を「利用した営業」に、「もの」を「行為」に改め、同条第2号中「場合」を「行為」に改める。

第4条中「に該当する行為等」を「のいずれかに該当する行為」に、「場合」を「者」に改める。

第5条中「入場登閣料及び城郭内使用料は」を「入場登閣料等は、」に、「市長において」を「市長が」に、「後納させる」を「後納させる」に改める。

第6条中「入場登閣料は」を「、入場登閣料は、」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの者

第7条中「特に」を「市長は、特に」に、「認めた」を「認める」に、「市長は入場登閣料及び城郭内使用料」を「入場登閣料等」に改める。

第8条中「の施行について」を「に定めるもののほか、」に、「規則」を「、犬山市教育委員会が規則」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（入場登閣料等の不還付）

第8条 既納の入場登閣料等は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

入場登閣料

区分		一般	小中学生
個人		1,000円	200円
団体	30人以上	900円	180円
	100人以上	800円	160円
	300人以上	700円	140円

備考

- 1 この表において「一般」とは、15歳以上の者であって、小中学生以外のものをいう。
- 2 この表において「小中学生」とは、6歳以上の者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）であって、6歳に達した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。

附 則

- 1 この条例は、令和8年3月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の観覧に係る入場登閣料について適用し、同日前の観覧に係る入場登閣料については、なお従前の例による。

○犬山城入場登閣料等徴収条例の一部改正のための新旧対照表

新 (改正後)	旧 (改正前)															
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>国宝犬山城の入場登閣料及び城郭内使用料</u>（以下「<u>入場登閣料等</u>」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(城郭内使用料)</p> <p>第3条 犬山城郭内において、<u>次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、別表第2に掲げる城郭内使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>城郭内を利用して営業又はこれに類する行為</u></p> <p>(2) <u>業として写真、映画等を撮影する行為</u></p> <p>(許可)</p> <p>第4条 前条各号の<u>いずれかに該当する行為をしようとする者は、文書をもって市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(納金)</p> <p>第5条 <u>入場登閣料等は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。</u></p> <p>(入場登閣料の不徴収)</p> <p>第6条 <u>次に掲げる者については、入場登閣料は、徴収しない。</u></p> <p>(1) <u>小学校就学の始期に達するまでの者</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(減免)</p> <p>第7条 <u>市長は、特に必要があると認めるときは、入場登閣料等を減免することができる。</u></p> <p>(入場登閣料等の不還付)</p> <p>第8条 <u>既納の入場登閣料等は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>犬山市教育委員会が規則で定める。</u></p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="165 1337 869 1423"> <thead> <tr> <th colspan="3">入場登閣料</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>小中学生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>1,000円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>	入場登閣料			区分	一般	小中学生	個人	1,000円	200円	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>国宝犬山城の入場登閣料等</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(城郭内使用料)</p> <p>第3条 犬山城郭内において、<u>次に掲げる行為をしようとする場合は、別表第2に掲げる城郭内使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>城郭内を利用して営業する場合又はこれに類するもの</u></p> <p>(2) <u>業として写真、映画等を撮影する場合</u></p> <p>(許可)</p> <p>第4条 前条各号に<u>該当する行為等をしようとする場合は、文書をもって市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(納金)</p> <p>第5条 <u>入場登閣料及び城郭内使用料は前納しなければならない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは後納させることができる。</u></p> <p>(入場登閣料の不徴収)</p> <p>第6条 <u>次に掲げる者については入場登閣料は徴収しない。</u></p> <p>(1) <u>満5歳未満の者</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(減免)</p> <p>第7条 <u>特に必要があると認めた場合には、市長は入場登閣料及び城郭内使用料を減免することができる。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第8条 この条例の<u>施行について必要な事項は規則で定める。</u></p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1144 1337 1989 1423"> <thead> <tr> <th colspan="2">入場登閣料</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>入場登閣料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人 一般</td> <td>550円</td> </tr> </tbody> </table>	入場登閣料		区分	入場登閣料	個人 一般	550円
入場登閣料																
区分	一般	小中学生														
個人	1,000円	200円														
入場登閣料																
区分	入場登閣料															
個人 一般	550円															

新（改正後）				旧（改正前）	
団体	30人以上	900円	180円	// 中学生以下	110円
	100人以上	800円	160円	団体 30人以上	1割引
	300人以上	700円	140円	// 100人以上	2 //
備考				// 300人以上	3 //
<p>1 この表において「一般」とは、15歳以上の者であって、小中学生以外のものをいう。</p> <p>2 この表において「小中学生」とは、6歳以上の者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）であって、6歳に達した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。</p>				備考	
				<p>1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校は除く。）の生徒及び学生で30人以上の団体入場登閣者に対しては、中学生以下区分を適用する。</p> <p>2 団体の各区分により割引を行った場合の1人当たりの入場登閣料に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p>	